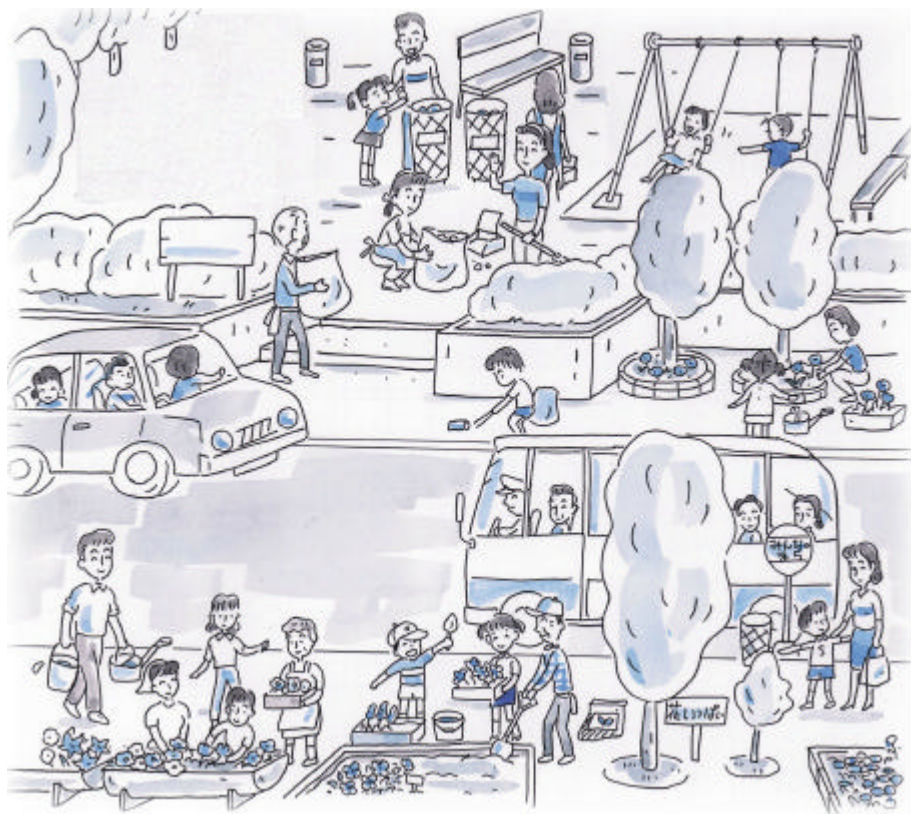


# 塩竈市市民活動促進指針

協働のまち塩竈をめざして -



宮城県塩竈市

## はじめに

現在、時代は大きな転換期を迎え、私たちの生活様式や社会の枠組みが大きく変わろうとしております。

このような中、労働時間の短縮や家事の合理化、さらには長寿化などによる自由時間の増大は、市民の意識や価値観を多様なものとし、多くの市民が社会参加や地域社会への働きかけを通して、自己実現を目指す意識が高まってきております。

平成7年1月の阪神淡路大震災における多くのボランティアや市民団体の活躍は、このような市民の意識を加速させるものとなり、また、広く市民活動団体の存在が社会に再認識されることとなりました。

一方、地方分権の進展によって、地方行政は、市民自治を基礎としながら地域がより主体性を発揮し、地域の個性を活かしたまちづくりへの移行が求められており、市民・企業などまちづくりの多様な主体と行政が協働してまちづくりを進めていくことが不可欠となっております。

このようなことから、本市では、平成13年度からスタートした第四次長期総合計画において、先導的かつ重点的に取り組む「リーディングプロジェクト」の一つとして「協働のまちプロジェクト」を掲げ、市民と行政のパートナーシップの構築、市政への市民参画を推進することといたしました。

この目標の実現に向けて、多種多様な市民団体の活動が重要な役割を果たしていくものと期待しております。この度、策定いたしました「市民活動促進指針」は、市民と行政の協働により策定し協働のまちプロジェクトを推進するための指針となるものです。

今後は、この「指針」に基づき、市民の自発的な活動の推進に向けて具体的な事業を展開することにより、分権型社会に対応した市民と行政の協働によるまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

終わりに、本指針の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民フォーラムの皆様をはじめ、関係各位並びに市民活動実態調査にご協力くださいました市民団体、町内会の皆様に対しまして心から厚く御礼申し上げます。

平成15年4月

宮城県塩竈市  
塩竈市市民活動促進指針策定委員会

# 目次

はじめに

## 第 章 市民活動についての基本認識

---

- 1. なぜ今、市民活動か 1
  - (1) 分権時代のまちづくりと市民参加
  - (2) 塩竈市の市民活動の新たな段階
  - (3) 塩竈市長期総合計画における方向性
- 2. 塩竈市の現状と課題 3
  - (1) 市民活動の特徴
  - (2) 市民活動の課題
  - (3) 行政のこれまでの取り組みと課題
- 3. 市民活動のとらえ方 8

## 第 章 市民活動に関する基本的考え方

---

- 1. 基本目標 9
  - (1) 市民活動の担い手を育む
  - (2) まちの活性化に市民活動を活かす
  - (3) 市民と行政との協働を促進する
- 2. 市民活動促進のための基本姿勢 10

## 第 章 市民活動促進のための基本施策

---

- 1. 市民活動を育み、活かすための施策 11
  - (1) 活動拠点の整備
  - (2) 交流機会の創造
  - (3) 資金的な支援
  - (4) 学習機会の提供
  - (5) 推進体制の整備
- 2. 市民と行政との協働を促進するための施策 12
  - (1) 各種事業での連携
  - (2) 政策形成過程への参画
  - (3) 事業委託等の推進
- 3. 情報提供・公開を進めるための施策 13
  - (1) 団体情報の相互発信
  - (2) 各種支援情報の提供
  - (3) 行政情報の公開

## 第 章 指針の進め方について

---

- 1. 施策の具体的展開 14
- 2. 市民参加に基づく進行管理・評価 16

## 資料編

---

市民活動促進指針策定の流れ  
市民参加  
指針策定組織の開催概要  
市民活動促進指針策定体制  
塩竈市市民活動促進指針策定委員会設置要綱  
塩竈市市民活動促進指針策定委員名簿  
特定非営利活動促進法

## 第 章 市民活動についての基本認識

### 1. なぜ今、市民活動か

#### (1) 分権時代のまちづくりと市民参加

21 世紀初頭の現在、国や地方自治体は、少子高齢化や高度情報化の急速な進展、地球規模での環境・資源問題の深刻化などの社会的課題、さらには、長引く経済不況や慢性的な財政危機など、社会経済の諸領域において多くの問題を抱えています。

また、社会経済の成熟度を背景として、市民の意識や価値観は、これまでの経済的な豊かさから心の豊かさを重視する方向へ変化してきており、社会経済の制度や仕組みも画一的、横並び志向から、自主性や自立性を高める方向に見直しが進められています。

このような中で、市民の生活様式やニーズの多様化・高度化などに対応して、多くの市民が満足できる行政サービスを提供するためには、これまで行政が市民生活の維持、改善のために行ってきた施策や事業の質・量を見直していくことが必要となっています。

同時に、市民の自由時間の増大や阪神・淡路大震災におけるボランティア・市民団体の活躍を契機として、市民自らが、何らかの社会的な貢献をしたいという市民意識が高まってきています。

一方、地方分権社会への移行は、このような動きとも連動して加速的に進展しており、国と自治体との関係のあり方だけでなく、自治体と市民及び市民活動との関係のあり方についても自治の基本に立って見つめ直すことが求められています。

このようなことから、分権時代のまちづくりでは、公共的なサービスを行政だけの対応で進めていくのではなく、新たなまちづくりの主体として、生活者である市民や市民活動の積極的な参加を実現しながら、相互のパートナーシップ（協働）の基に進めていくことが不可欠となっています。

#### (2) 塩竈の市民活動の新たな段階

塩竈市には、公民館活動を中心として、社会教育活動や芸術文化活動など市民の積極的な活動の歴史があります。公民館活動については、戦後間もない昭和 21 年、他に先駆けて公民館が設置されて以降、本格的な公民館活動が展開されました。昭和 29 年には、都市公民館でははじめて全国優良公民館として文部大臣表彰を受け

るなど、公民館を拠点とした市民の社会教育や芸術文化活動が活発に展開され、その中で多種多様な市民団体やサークル活動が育まれてきました。このような市民団体やサークルによる盛んな取り組みは、現在まで途切れることなく受け継がれ今日に至っています。

他方、分権時代のまちづくりにおいては、市民活動が新しいまちづくりの担い手として期待されており、市民活動がもつ知恵や行動力を地域社会に活かしていく仕組みを確立することが求められています。そのため、行政と市民活動には、ともにまちづくりに果たすそれぞれの役割を明確にしながら、新たな時代に対応した力量の形成が必要となっています。

本市においては、これまで地域文化やスポーツ活動を意欲的に担ってきた市民の力を地域が抱える問題や、新たな課題の解決、さらには、行政との協働（パートナーシップ）の構築へとつなげていく取り組みが求められています。

### （ 3 ） 塩竈市長期総合計画における方向性

塩竈市では、平成 13 年度からスタートした第四次長期総合計画の中で『海・食・人が活きるまち塩竈』を新たな都市像とし、その達成のために (1)ともに支えあう、健やかさと安心に満ちたまち (2)ともに学びともに歩む、市民が輝くまち (3)海と緑とともに暮らす、環境にやさしいまち (4)塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまち (5)市民と行政の協働で創るまち を目標として掲げ、各々について先導的・重点的に取り組むべき施策をリーディングプロジェクトとして位置づけています。

特に「市民と行政の協働で創るまち 協働のまちプロジェクト - 」では、その主要な担い手となる市民活動を活性化し、行政とのパートナーシップを構築することにより、市民主体のまちづくりを目指しています。これまで取り組まれてきた地域における活動を再評価し、相互の交流や行政との協働といった視点から全市的な市民活動の高まりを創り出していくことが必要となっています。

平成 10 年の特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）の成立以降、法人格を取得した市民活動団体は全国ですでに 9000 団体を超え、地域社会を支える市民活動の気運が全国的に高まりつつあります。

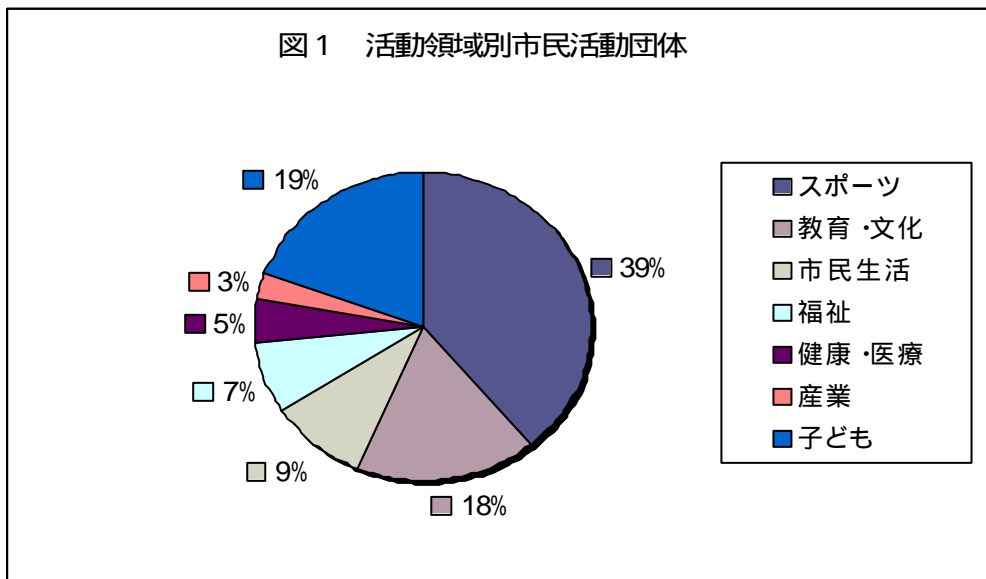
まちの将来を自らの課題として捉え、行政との協働による個性豊かな地域社会を創造する自主的な取り組みが市民には求められ、他方、参加する市民、市民活動団体の自主性、自立性を損なうことのないよう自己規制しながらも、側面から育成・支援し、市民活動を促進していくことが、行政の責務として求められています。

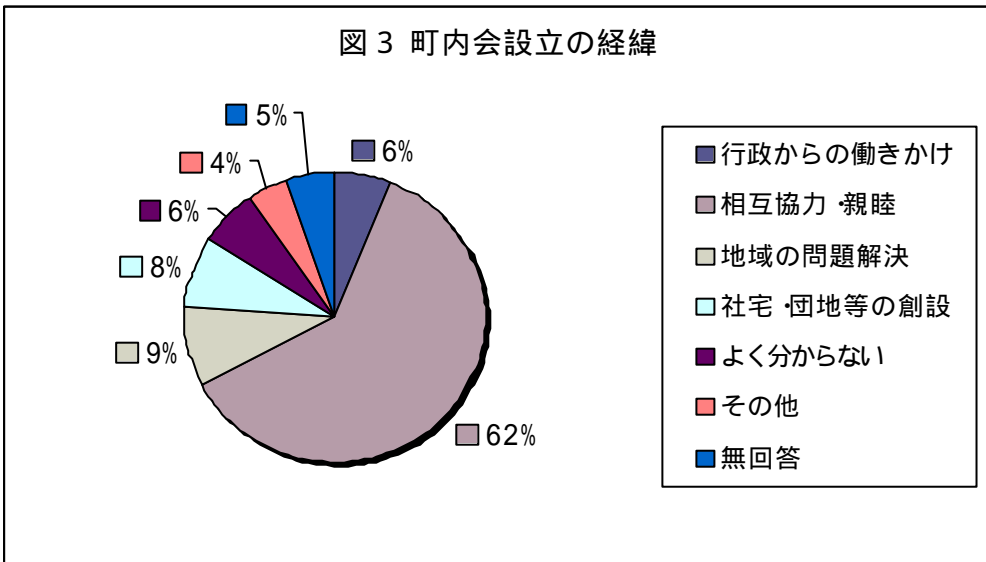
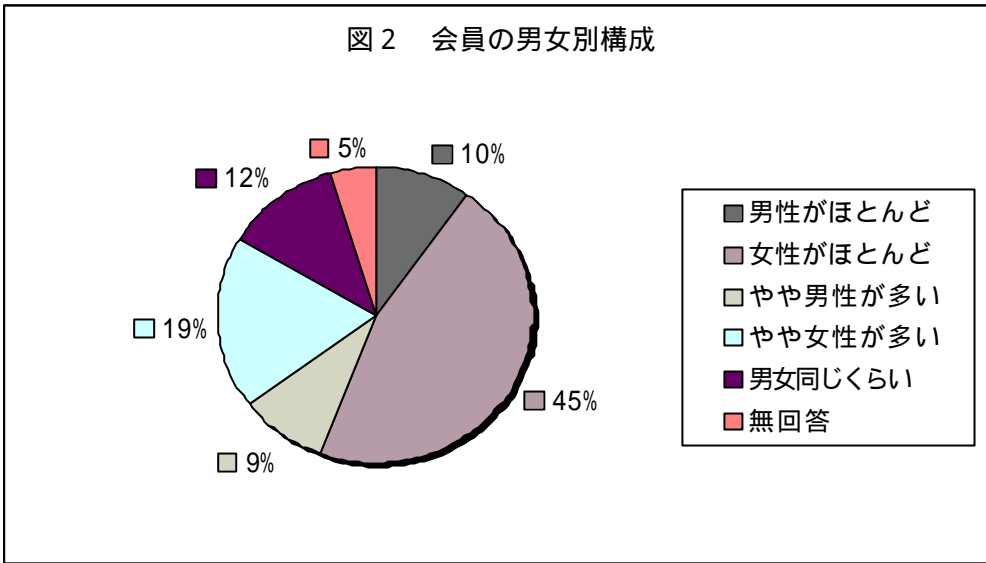
## 2. 塩竈市の現状と課題

### (1) 市民活動の特徴

平成 14 年度に本市が実施した市民活動団体及び町内会を対象とする実態調査の結果、本市の市民活動団体は、第 1 に、「スポーツ」及び「教育・文化」、「福祉」の分野で活動している団体が多いこと(図 1) 第 2 に、少人数で財政規模も小さく、1990 年以降に設立されたものが 38%を占めるように比較的新しい団体が多いこと、第 3 に、その活動の主体が女性であること(図 2) 第 4 に、活動の内容としては、大部分の団体が「人や労力の動員」を伴うイベントや講演会などの開催あるいは「技術・技能の指導」といった社会に働きかける活動よりも「親睦の場づくり」を主要な目的として行っていることが特徴となっています。しかし、これらの団体は、一般市民を対象とする活動も行っており、そのような意味で公共性を有していると言えます。

一方、町内会においては、加入率 90%以上の町内会が 92%を占めており、文字通り地域生活における住民自治の基盤組織となっています。その活動内容は、地域住民の親睦の場であるとともに、地域の問題解決に向けた相互協力、生活の安全や環境改善などの地域福祉向上を目指した多様な公益活動が展開されています(図 3)。





## ( 2 ) 市民活動の課題

本市においては、町内会とともに市民活動団体においても、様々な分野で市民を対象としたイベントや学習機会などの提供が行われており、それら自主的な活動を通じて、市民の地域生活に貢献しています。

こうした公益性のある市民活動や町内会活動が活発化し、市民の多様な公益活動が波及していくことが求められますが、市民活動実態調査から、次の 4 つの点が大きな課題として指摘されています。第 1 に、「活動場所」に関する課題があげられます。スポーツや教育文化活動などを行っている市民活動団体だけでなく、町内会においても、区域内に集会施設のない町内会が 23.9%あることから、活動の拠点となる場の提供が求められています。第 2 に、会員の高齢化と役員のなり手

がないという問題も共通して指摘される課題です（表 1）。このまま推移すれば、活動の停滞や解散を余儀なくされる団体がでてくる恐れもあります。新しい会員の募集、活動や団体の運営に必要な情報・ノウハウの獲得に努めるなど、活性化を図っていく必要があります。第 3 に活動自体に横のつながりがなく、団体内で完結してしまっている実態が多いことも、大きな課題です。このことは、活動が閉鎖的になり、人や情報が停滞してしまう要因ともなっています。このため、人材の発見や多様な情報交換の場となる市民活動団体相互の交流は、市民団体の活性化や市民活動全体の振興を図る上で、極めて重要な役割を果たします。第 4 に「活動資金の提供」に関する課題です。活動を新たに始めたいとき、活動を広げたいとき、市民団体が応募できるような助成金制度が望まれており、企業や公共機関などの多様な助成金制度に関する情報提供が求められています。これら助成金の活用については、今後の市民活動における大きな課題となっています（図 4）。

本市の市民活動や町内会活動は、市民の福祉や環境、スポーツなど市民生活の様々な分野で目的に応じた活動が行われていますが、メンバーの固定化や高齢化、新しい会員や役員の確保が難しいなど、いくつかの問題が顕在化しています。

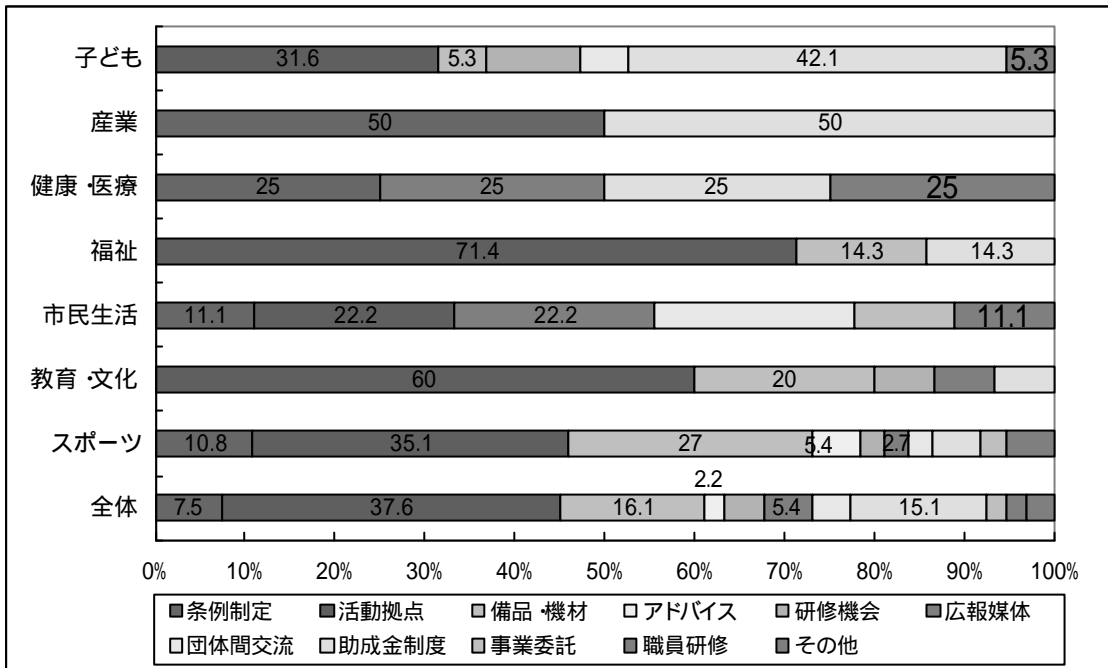
このため、これまでの活動の成果を活かしながらも、活動の幅が広がるよう柔軟な取り組みが必要とされるとともに、若い世代の市民にも理解され、かつ魅力的な活動を展開していくことが求められます。また、行政においても、市民活動の現状や課題の把握に努め、活動の自主性や自立性を尊重しながら、市民活動の促進に向けて側面から支援していくことが求められています。

表 1 会員構成上の問題

	会員減少	後継者難	年齢構成	男女バランス	その他
スポーツ	40.5	31.0	16.7	9.5	4.8
教育・文化	38.9	33.3	33.3	11.1	0.0
市民生活	50.0	30.0	50.0	20.0	20.0
福祉	57.1	42.9	28.6	57.1	14.3
健康・医療	60.0	40.0	20.0	20.0	20.0
産業	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3
子ども	57.1	47.6	9.5	9.5	9.5
全体	47.2	34.9	21.7	14.2	8.5



図 4 行政による支援施策



( 3 ) 行政のこれまでの取り組みと課題

本市では、これまでも市民活動にかかわる取り組みが進められてきました。

第 1 に、市が行う各種の補助や助成、相談などに関する事業が上げられます。福祉や環境衛生、教育文化、スポーツ等の諸活動に対する支援が古くから行われており、一定の役割を果たしてきました。その他、講演会やシンポジウムをはじめとした様々な学習機会の提供、町内会など地縁団体への支援や協力体制を推進するなど、一定の協力関係を保ちながら事業を展開しています。

一方、これら行政の支援や取り組みは、広範な市民活動の分野に対し、行政との関わりが深い分野に偏った傾向が強いことや、学習機会などの提供が市民団体に対してではなく、不特定多数の市民を対象とするものであったこと、さらに、これまで補助・助成事業に対する評価があまり検討されてこなかったことなどが課題として指摘されます。

今後は各々の事業の目的、内容について市民活動を促進する観点から再検討し、より充実した支援の取り組みを進めていくことが求められています。

第 2 は、活動場所の提供です。これまで、市内にある集会所等の諸施設や体育館、市民交流センター、公民館、ふれあいエスブ塩竈等の生涯学習施設が市民活動

団体の利用施設として役割を果たしてきました。しかし、これらの施設はその設置目的などにより、設備や利用料、利用時間帯等がそれぞれ異なっていることなどから、市民団体が活動場所として利用するには十分とは言えない状況があります。

このため、これら既存施設については、市民活動にとってより利用しやすい条件整備が必要であるとともに、市民活動団体が恒常的に利用できる拠点施設の整備が求められます。

第 3 は、各種審議会・委員会への市民参加です。自治体の政策形成を担う各種の審議会や委員会への実質的な市民参加を進めることは、市民と行政の協働の視点からも極めて重要です。

このため各種審議会・委員会における市民参加や市民の声を活かした制度のあり方などについて検討を図る必要があります。委員の構成や選任方法の見直し、審議の公開や内容の情報提供などを進め、政策形成機能の活性化を図ることが求められます。

また、これまで行政が行ってきた施策は、いずれも各部局ごとの取り組みであり、市民活動促進の視点に立った考え方やそれに基づいた施策として進めてきたものではありません。このため、自主的な市民活動が活発に展開される環境づくりを目的として、市民活動の育成・支援のための施策を一体的に進めていくことが、これからの大きな課題となっています。

このようなことから、今後は、まちづくりにおける市民参加や市民活動の重要性について、様々な機会を通じて意識啓発を図るとともに、市民と行政職員がともに学習を重ね、理解を深めていくことが必要となっています。さらに、市民活動と行政の協働のあり方やその促進にかかわる情報・学習機会の提供と共有化を一層進めていくことが重要です。

### 3 . 市民活動のとらえ方

この指針における市民活動とは、下記の要件を満たしているものとします。

- (1) 自主的かつ自立的な活動であること
- (2) 塩竈市内で活動をしていること
- (3) 地域社会に貢献する活動であること
- (4) 営利を目的としない活動であること

なお、(1)に示した自主的とは、「塩竈のまちを愛する自らの強い思いをもって地域社会に働かせること」であり、自立的とは「その運営上、行政等の周辺組織・機関から独立した活動であること」を意味しています。

また、以下に示すような宗教や政治にかかわる活動は市民活動にふさわしくないものと考えます。

- \* 宗教上の教義を広め、信者の教化・獲得を主たる目的とする活動
- \* 政治上の主義を推進、支持、もしくはそれに反対することを主たる目的とする活動
- \* 特定の公職にある者、公職の候補者、または政党を推薦、支持もしくはそれに反対することを主たる目的とする活動

<参考> 特定非営利活動促進法における活動分野（別表（第二条関係）から）

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1 1 子どもの健全育成を図る活動
2 社会教育の推進を図る活動	1 2 情報化社会の発展を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	1 3 科学技術の振興を図る活動
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	1 4 経済活動の活性化を図る活動
5 環境の保全を図る活動	1 5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6 災害救援活動	1 6 消費者の保護を図る活動
7 地域安全活動	1 7 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
9 国際協力の活動	
1 0 男女共同参画社会の形	

## 第 章 市民活動促進に関する基本的考え方

そこに住む誰もが、自分の能力を発揮し、目的や夢を実現するために市民と行政が、ともに考えともに行動し、「人が生きるまち塩竈」を目指します。

### 1. 基本目標

#### (1) 市民活動の担い手を**育む**

すでに市民活動に取り組んでいる人々以外にも、塩竈のまちの将来やまちづくりの様々な分野・領域に興味、関心をもつ市民が潜在していることに、目を向ける必要があります。

このため、そのような人材の発見や育成を図りながら、市民活動に対する関心や参加意識を高める多様な取り組みを行っていきます。また、市民活動の促進を図る上で、企業や大学等との連携は不可欠であることから、それらが有する人材や情報などの資源を活用しながら、NPO 法人の設立も視野に入れた、自立した市民活動の育成・支援を進めます。

#### (2) まちの活性化に市民活動を**活かす**

地域社会における相互扶助や、市民と行政における相互の信頼関係の醸成に市民活動に取り組む人々を活かし、また多様化する市民ニーズや近年高まりを見せる市民の社会活動への参加ニーズの受け皿として、市民活動が活躍できる場面を創り出していくことが必要です。

様々な市民活動やまちづくり等に関する情報提供の充実に努めるとともに、まちづくり事業における行政との連携や市民、市民活動団体相互の交流機会をつくるなど、市民活動の活性化を図り、実績を重ねながら地域社会を支える組織へと健全に発展していけるよう、側面的支援を進めます。

#### (3) 市民と行政との**協働を促進する**

分権時代のまちづくりでは、これまでの行政による一元的な公共サービスの提供ではなく、市民・市民活動団体や企業など多様なまちづくり主体が、それぞれの役

割を自覚し、市民と行政との役割分担を明確にするとともに、相互のコミュニケーション機会の拡大や市民参加を通じて、協働関係（パートナーシップ）を確立していくことがきわめて重要です。

自立した市民活動組織と助成・補助・委託・後援・共催など様々な形で協働を進める一方、行政の政策・方針などの意思決定過程やその実施段階に市民の声を実質的に反映させることなど、市民活動の活力を導入する市民参加の諸施策に取り組み、協働のまちづくりを積極的に進めます。

## 2. 市民活動促進のための基本姿勢

### (1) 自立性を尊重します

市民活動促進策においては、市民活動の自立性を損ねるような干渉はせず、それを尊重します。

### (2) 対等な関係を重視します

市民活動促進策においては、市民活動をまちづくりのパートナーとして対等な関係を築きます。

### (3) 対象を特定しません

市民活動促進策の実施にあたっては、特定の団体のみを対象とすることはせず、すべての市民活動をその対象とします。

### (4) 目標を共有化します

市民活動とかかわりのある施策を進めるにあたっては、目指す目標を市民活動と共に理解し、その共有化を図ります。

### (5) 公開性・透明性を確保します

市民活動促進策の実施においては、各団体への支援・促進の内容ならびにその成果に関する情報を公開し、公開性・透明性を確保します。

## 第 章 市民活動促進のための基本施策

市民活動の促進に必要と考えられる基本施策を長期的な視点に立ち体系的に提示します。なお、現在の財政状況や制度状況においては困難な施策もありますが、市民活動の発展段階や情勢の変化を見据えながら、柔軟に対応し実現できるように検討を行います。

### 1. 市民活動を育み、活かすための施策

活動環境の整備は、市民活動を促進するための基礎をなすものです。

行政は、市民活動団体の自発的な取り組みに対して、ソフト・ハードの両面から市民の声を取り入れながら側面的な支援を行います。

#### (1) 活動拠点の整備

市民活動の活動場所として市内にある既存施設の環境整備、ならびに市民活動支援を目的とした拠点施設の整備を進めます。

拠点施設の運営

既存施設の有効活用(学校の余裕教室活用など)

備品の整備

#### (2) 交流機会の創造

市民活動に意欲的な個人、団体相互の交流を通して、新たな人材の発見や団体の力量形成を進め、市民の参加の場を創造します。

交流イベント事業の実施

各種事業の企画・運営

#### (3) 資金的な支援

市民、企業、行政からの出資や寄付による基金等、市民活動への資金的な支援のあり方の検討と導入を図ります。

民間、国等の助成制度を活用

民間対民間の助成金制度の確立

#### (4) 学習機会の提供

これから市民活動をはじめたいという個人、あるいは市民活動の運営等で課題を抱えている団体に対して、市民活動の意義や経営等に関する多様な学習機会の提供を進めます。

- シンポジウム開催等による市民への啓発
- パワーアップ講座の開催による団体育成
- 人材養成講座の開催
- 税理士、財務専門家による相談会の開催

#### (5) 推進体制の整備

部局横断的な庁内の市民活動促進体制の整備や本市以外の関係機関との連携を進めるとともに、行政職員の研修機会等の充実を図ります。

- 職員研修会の開催
- 施設利用検討庁内組織の設置による一体的な利用の検討
- 専門部署の設置

### 2. 市民と行政との協働を促進するための施策

まちづくりの主役は市民です。

市民活動の知恵や行動力をまちづくりに活かし、きめ細かなサービスの提供や活力ある地域社会をつくるため、市民や企業との協働を進めます。

#### (1) 各種事業での連携

企画・実施段階における市民参加など各種事業の共同実施を進め、市民活動との連携・協力を図ります。

- 団体企画事業への支援

#### (2) 政策形成過程への参画

各種審議会・委員会の委員構成や公募制を含む選任方法の見直しを図るとともに市民活動団体の登用を図り、政策・方針の審議・決定過程への市民参加を進めます。

#### (3) 事業委託等の推進

公共的な事業には、行政や企業よりも市民活動によって柔軟性を持って効果的に

行なえるものもあることから、市民活動団体の適格性を十分考慮した上、事業委託等を通じた市民活動の活力の導入を進めます。

### 3. 情報提供・公開を進めるための施策

市民活動が様々な分野で活発に展開されるには、施設・助成・学習機会・先進事例などの、市民活動情報を幅広く収集し、提供することが重要になります。行政情報の公開を含め、情報提供の面から市民活動を側面的に支援します。

#### (1) 団体情報の相互発信

市民活動に関する実態調査やガイドブック、データベースの作成等を通じ、団体に関する情報の収集・発信を進め、市民活動の社会的な認識を高めるとともに、まちづくりイベント、市民活動団体相互の交流機会などに対する参加の促進に努めます。

- 市民活動ガイドブックの作成
- 人材バンクの設立
- 各団体の機関誌配置
- 市民活動団体データベースの作成
- 伝言板・機関誌の発刊
- 相談窓口の設置

#### (2) 各種支援情報の提供

国や県、企業、民間団体等が行なう助成事業等、市民活動の支援・促進にかかわる情報を提供します。

#### (3) 行政情報の公開

政策形成の過程や市民活動にかかわる行政事業についての情報の公開を進めます。

- 利用可能施設の情報提供
- 施策、事業等の情報提供



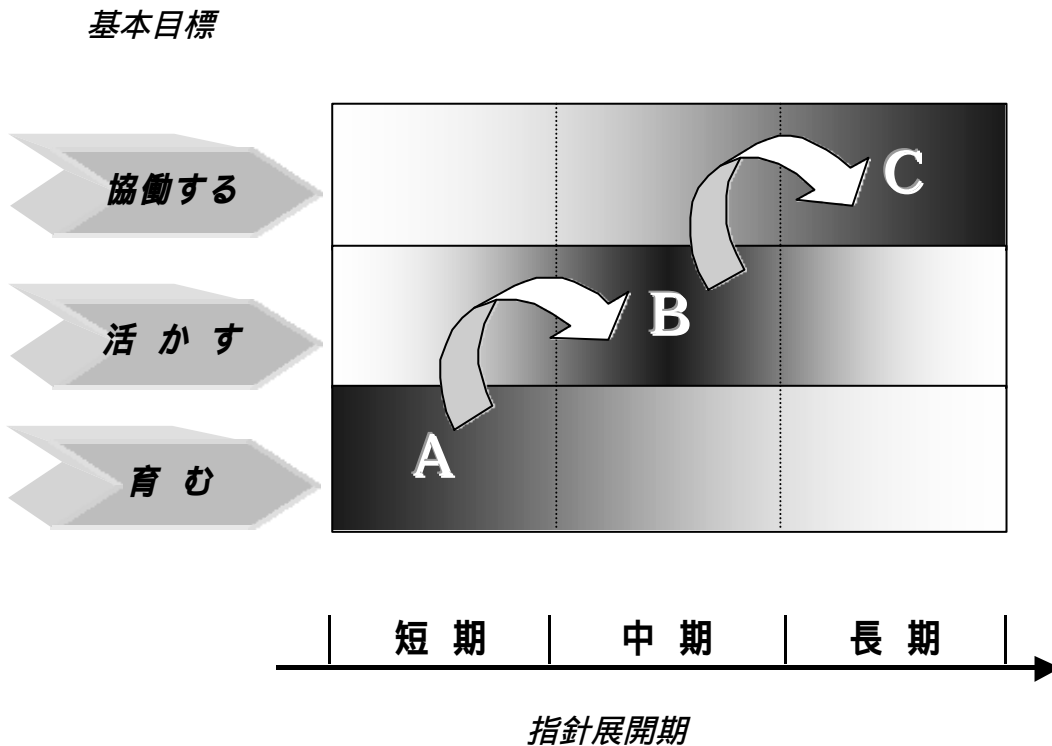
**第 章 指針の進め方について**

**1. 施策の具体的展開**

本指針に基づく施策を適正かつ継続的に進めていくため、その基本目標に照らしながら、今後の展開を短期、中期、長期の 3 期に時期区分し、各期において図られるべき基本施策及び想定される具体的事業についてのガイドラインを以下に示します。

なお、本指針に基づく市民活動促進策の実施時期は、第四次長期総合計画に照らし、平成 15 年度から 8 年間（平成 22 年度）を目標としています。また施策の展開にあたっては、市民の声や市民活動の実態を十分考慮しながら柔軟に対応していきます。従って、ここに示す各期において想定される施策・事業とは、必ずしも固定的に捉えるものではありません。

指針の展開図



**短期 - A 領域**

短期には、「基本目標（１）市民活動の担い手を育む」に重点を置き、市民活動への理解や関心を高め、また自主的な市民活動の立ち上げを支援する施策を進めます。

**活動拠点の整備**

既存施設の有効活用、並びに市民活動支援を主たる目的とした拠点施設の整備とその運営のあり方に関する検討を図ります。後者については特に、運営方法の検討や一定期間の試行的な活用を目的とした検討委員会（仮称）を公募設置します。

**活動の普及・啓発**

市民活動への理解と普及を図るため、市民活動団体の活動内容や活動施設の紹介などを掲載した「市民活動ガイドブック」の作成や、各種メディアを通じた様々な活動情報の提供、講座やシンポジウムの開催など、市民活動の社会的認知や参加促進に向けた取り組みを行います。

**政策形成過程への参画**

行政計画の策定にあたり、公募制を導入するなど幅広い市民活動の参画を求めるとともに、地域課題の共有や市民の意見を実質的に政策に反映させる方策を進めます。

**推進体制の整備**

庁内での市民活動促進体制の整備や相談窓口の設置、ならびに行政職員の研修を実施します。また、各種審議会等において、計画を総合的、効果的に進めるため、部局横断的組織体制のもと、市民参加や市民活動の促進に向けた取り組みの把握や検討などについて、部局（分野）横断的な推進を図ります。

**中期 - B 領域**

中期には、「基本目標（２）まちの活性化に市民活動を活かす」に重点を置き、市民活動団体の自立と活性化を促進すると同時に、この時期を行政と市民との協働に向けたステップと位置づけ各種の連携を図ります。

**活動拠点の活性化**

検討委員会（仮称）の提言に基づき、拠点施設の効果的な管理運営を具体的に進め、また市民活動関連の各種情報の収集・発信の充実を図ります。

**パートナーシップを確立する仕組みづくり**

市民活動を活かしたまちづくりを進めるため、市民、企業、行政それぞれの役割

の明確化と相互のパートナーシップの確立に向け、協働のあり方についての検討を図ります。

#### 市民活動間の交流の促進

市民団体の情報交換や、各団体が抱える課題や地域課題の共有、あるいは新たな人材の発見などを目的とした市民活動団体相互の交流機会を設け、活性化に向けた新たな活動展開を促進します。

#### 各種事業での連携

市民団体の情報発信や成果発表など、各市民活動団体が目的を共有して、イベントやシンポジウムを開催するなど、共同での実施を進め、企画立案から事業実施段階における市民、市民活動団体の参加を図ります。

### 長期 - C 領域

長期には、「基本目標（３）行政と市民との協働を促進する」に重点を置き、自立した市民活動の一層の活性化とパートナーシップに基づく施策を進めます。

#### 事業委託の推進

市民活動によって効果的に行なえる公共的な事業について検討を図り、市民活動団体の適格性を十分考慮しながら事業委託を進めます。

#### 資金的な支援システムの確立

市民、企業、行政とのパートナーシップのもと、市民活動を資金的に支えるシステムの検討・導入を図ります。

#### 市民活動の主催事業への支援

施設提供や広報等での情報発信など、様々な市民活動団体による主催事業に対して側面的な支援を進めます。

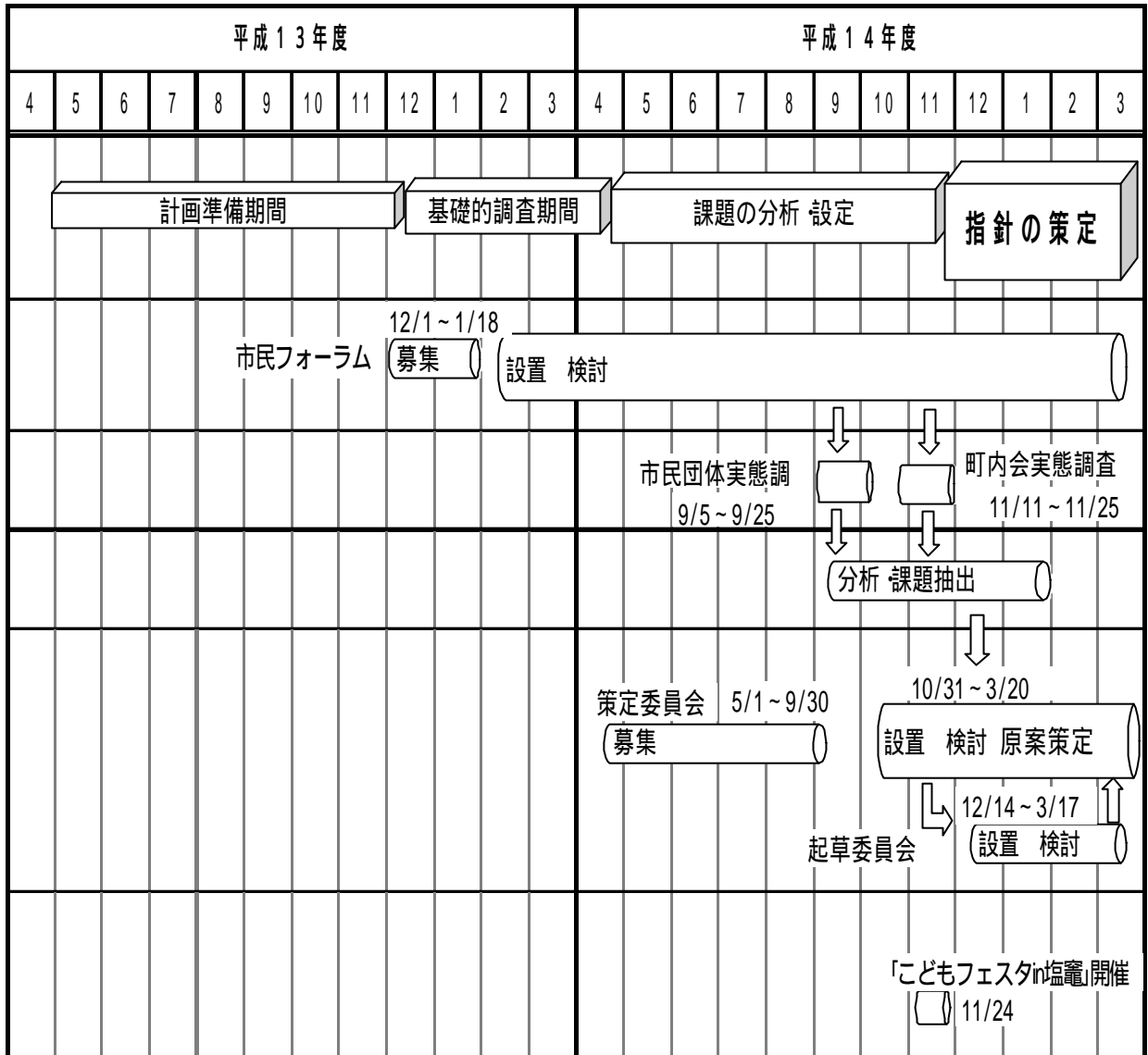
## 2 . 市民参加に基づく進行管理・評価

指針を進めるにあたっては、庁内の推進体制を整備し、指針の進捗状況の管理を行うとともに、市民活動の実態調査や活動の先進事例調査などを適宜実施し、本市の市民活動状況や課題の把握に努めながら施策を推進していきます。

また、定期的に市民や市民団体の意向を施策に反映させること等を目的とした制度的機関を市民参加のもとに設置するなど、協働体制の充実を図ります。

# 資料編

市民活動促進指針策定の流れ



## 市民参加

### (1) 市民フォーラム

#### <設置目的>

市民と行政との協働により、市民活動促進指針を策定するという視点から、策定委員会の市民サポート組織として活動。月2回開催し、塩竈市における市民活動野あり方について検討。市民活動促進指針の策定体制、策定委員の構成の検討や、市民活動の現状と課題を把握するためアンケート調査を実施し、その分析にあたりました。活動の集大成として塩竈市市民活動ガイドブックを作成。

#### <募集方法>

広報紙（広報しおがま平成13年12月号）や募集パンフレットを通じ一般公募。16名の市民が参加。

#### <開催期間>

平成14年2月～平成15年3月まで全25回開催。

### (2) 塩竈市市民活動促進指針策定委員会

#### <設置目的>

市民活動促進指針を策定するための審議機関として設置。市民と行政の協働体制により市民5名、関係部課の行政職員5名、学識者1名、合計11名により組織し、指針の策定にあたりました。

#### <募集方法>

広報紙を通じ一般公募。

#### <開催期間>

平成14年10月～平成15年3月まで、全8回開催。

### (3) 塩竈市市民活動促進指針起草委員会

#### <設置目的>

策定委員の中から6名で構成され、具体的な指針文案の作成にあたりました。策定委員会で検討される指針骨子、原案の作成を行いました。

#### <開催期間>

平成14年12月～平成15年3月まで開催。全6回。

### (4) 各種アンケート

市民フォーラムが主体となり、市民活動団体及び町内会の現状と課題を明らかにするため、アンケート調査を実施しました。

調査結果は策定委員会へ報告され、促進指針策定の基礎資料として活用されました。

#### <市民団体調査>

市内を活動拠点とする社会教育、福祉、スポーツ等各分野の市民団体195団体。

回答数 107 回収率 55%

#### <町内会調査>

本市自治会・町内会 163団体。

回答数 112 回収率 69%

### (5) リーディングプロジェクトイベント

#### 「子どもフェスタin塩竈」の開催

「子育て」をテーマに、子ども関連や男女共同参画関係団体などの市民活動団体が集い、各団体のパネル展示を行うなどPRを兼ね、親子を対象としたイベントを開催した。なお、市民フォーラムも共催団体として参加。

開催日 平成14年11月24日(日)

開催場所 ふれあいエスブ塩竈

塩竈市公民館

参加団体 32団体・個人

参加者数 1,500名

開催内容 各種団体によるステージショー

子どもフリーマーケット

子育てトーク(講演会) 他

### (6) その他

広報紙掲載(広報しおがま)

・平成14年6月号

・平成15年2月号

## 指針策定組織の開催概要

### 1. 市民策定組織

#### (1) 塩竈市市民活動促進指針策定委員会

回	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成14年 10月31日	本市における取組みを確認、意見交換。
第2回	11月13日	アンケート分析結果に基づき、現状・課題の抽出。
第3回	11月28日	市民活動に対する支援施策、先進地計画・施策の確認。
第4回	12月11日	指針の構成について検討。
第5回	平成15年 1月15日	指針骨子案に対する意見交換。
第6回	2月5日	指針素案に対する意見交換。
第7回	2月18日	指針素案に対する意見交換。
第8回	3月20日	指針原案の作成

#### (2) 塩竈市市民活動促進指針起草委員会

回	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成14年 12月4日	市民活動に関する意見交換
第2回	12月18日	指針骨子案の検討
第3回	平成15年 1月10日	指針骨子案の検討
第4回	1月22日	指針素案の検討
第5回	1月29日	指針素案の作成
第6回	3月17日	指針原案の作成

## (3) 市民フォーラム

回	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成14年 2月24日	本市リーディングプロジェクト(先導的・指導的施策) 指針策定の概要について事務局説明
第2回	3月8日	市民フォーラムと策定委員会の役割について検討
第3回	3月29日	策定委員会の体制について検討
第4回	4月13日	策定委員会の体制、公募市民の委員会参加について検討
第5回	4月26日	策定委員会の体制、公募市民の委員会参加について検討
第6回	5月11日	仙台市市民活動サポートセンター視察。仙台市の状況を調査
第7回	5月24日	アンケート、ヒアリング調査について検討
第8回	6月8日	アンケート、ヒアリング調査について検討
視察	6月20日	古川市NPOサポートセンター視察。行政とセンターの関わりなどを調査
第9回	6月21日	アンケート、ヒアリング項目について検討
第10回	7月13日	アンケート、ヒアリング項目について検討
第11回	7月26日	アンケート、ヒアリング項目について検討 今後のフォーラム活動について
第12回	8月10日	アンケートテスト回答結果の検討
第13回	8月23日	アンケート調査票について検討
第14回	9月7日	今後のフォーラム活動について検討
第15回	10月12日	アンケート調査結果の分析方法について検討
第16回	10月25日	アンケート調査結果の分析方法について検討
第17回	11月9日	アンケート調査結果の分析
第18回	11月22日	アンケート調査結果の分析、市民活動の検討
第19回	12月7日	ガイドブックについて検討
第20回	平成15年 1月11日	市民福祉交流センター見学、ガイドブックの検討
第21回	1月24日	市民活動に関する意見交換
第22回	2月8日	ガイドブック作成の検討、指針案に対する意見交換
第23回	2月28日	ガイドブックについて検討
第24回	3月8日	ガイドブックについて検討
第25回	3月28日	ガイドブック最終確認



## 2. 庁内策定組織

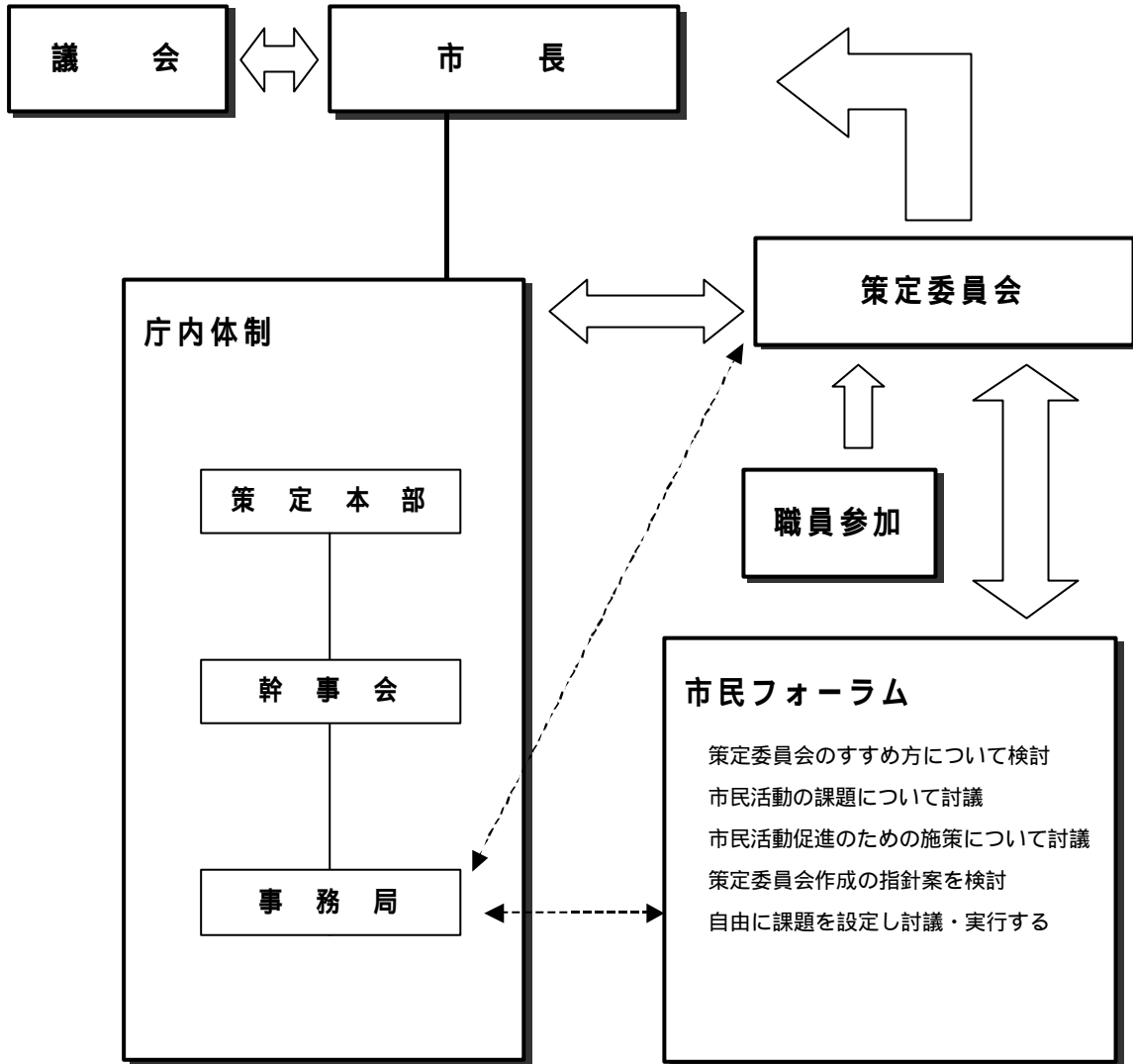
### (1) 塩竈市市民活動促進指針策定本部

回	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成14年 7月4日	市民活動促進指針策定進捗状況について
第2回	11月5日	リーディングプロジェクトイベント 「こどもフェスタ in 塩竈」の開催について
第3回	平成15年 1月16日	市民活動促進指針骨子案について
第4回	2月7日	塩竈市市民活動促進指針素案について
第5回	3月12日	塩竈市市民活動促進指針素案について
第6回	4月10日	塩竈市市民活動促進指針原案について

### (2) 塩竈市市民活動促進指針策定幹事会

回	開催年月日	主な検討内容
第1回	平成15年 1月22日	指針骨子案について検討
第2回	2月19日	指針素案について検討
第3回	3月17日	指針原案について検討

市民活動促進指針策定体制



## 塩竈市市民活動促進指針策定委員会設置要綱

### (設置)

第一条 本市の市民活動促進に関する重要事項を調査審議するため、塩竈市市民活動促進指針策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第二条 策定委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に助言もしくは提言する。

- (1) 本市が定める塩竈市市民活動促進指針(仮称)に関すること。
- (2) 塩竈市市民活動促進指針の指針案を作成すること。
- (3) その他市長が指針上必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第三条 策定委員会は、委員11名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、平成15年3月31日までとする。
- 3 策定委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第四条 策定委員会は委員長が招集する。

### (委員外の者の出席)

第五条 策定委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、または意見を聞き、もしくは説明を求めることができる。

### (事務局)

第六条 策定委員会の事務局は総務部政策課に置く。

### (運営)

第六条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 塩竈市市民活動促進指針策定委員会名簿

	氏 名	所 属 団 体
委 員 長	櫻井 常矢	山形大学講師
委 員	中野 正護	市民フォーラム
委 員	馬場 正子	塩釜まちづくり研究所
委 員	小野寺 亜砂子	子育てサークル ラッコの会
委 員	櫻井 浩子	図書館ボランティア ごきげん座
委 員	木皿 光浩	市民生活部市民課
委 員	八巻 一雄	健康福祉部社会福祉事務所
委 員	鈴木 忠一	産業部商工観光課
委 員	本多 裕之	教育委員会生涯学習課
委 員	斎藤 邦彦	建設部土木課
委 員	高橋 満	東北大学助教授

敬称略・順不同、役職は平成 15 年 3 月現在。 は起草委員。

塩竈市市民活動促進指針  
協働のまち塩竈をめざして

---

平成15年4月 発行・印刷  
発行 宮城県塩竈市  
編集 塩竈市総務部政策課  
宮城県塩竈市旭町1番1号  
PHONE 022-364-1111

---

この冊子は250部作成し1部当たりの印刷単価は26円です。

白色度70%（表紙を除く）の再生紙を使用しています。

**R100**

古紙配合率100%を使用しています。